令和3年1月〇〇日

阿蘇市長 様

住 所 阿蘇市〇〇〇〇〇××番地×

日中、連絡が取れる電話番号 を記入してください。

連絡先 090-XXXX-XXXX

氏名(名称) 株式会社 □□□□

業 種 名 不動産賃貸業・管理業

代表者氏名 阿蘇 元気太郎

北市次文

代表者

印田

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却浴室 に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告 法人の場合は、

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置について下記のと、 ※令和2年12月31日以前は附則第61条 法人の場合は、法人の 代表者印を押印してく ださい。個人事業主の 場合は認印で可です。

1 事業収入割合について

会計帳簿等をもとに、すべての事業収入の 合計額を記載してください。

令和 2 年 4	月 16日から同年	7月15日	(令和元年 年) 4月 16日から同年7月 15日			
令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			左の期間の前年同期を記載			
4月期	5月期	6月期	4月期	5月期	6月期	
200,000 円	100,000円	50,000 円	400,000 円	350, 000 円	400,000 円	
合計:350,000円 ・・・①			合計:1,150,000円 ・・・②			
事業収入割合:30% (① / ②)※小数点以下切り捨て						

☑ 50%以下

(地方税法附則第63条第1項第1号に該当)

(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率:全額)

- □ 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)
 - (=事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率:1/2)

2 特例対象資産について

申告	号の有無	資産	納税通知書番号
	0	事業用家屋(別紙のとおり)	8XXXXXX8
	0	償却資産	1XXXXXX9

- ※1 申告する資産に○をつけてください
- ※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。 (この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

3 誓約事項について

以下の(1)から(4)について、事実に相違ないことを誓約します。

- (1)「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3)(申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、)申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。)の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(※)の所有に属している法人
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人 ※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- (4)(申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、)申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

【此た性日十分子及成為寺唯心國】							
上記1~3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。							
住 所	この欄は、認定経営革新等支援機関等						
名 称	が記入する欄です。						
代表者役職	必ず認定経営革新等支援機関等の確認						
代表者氏名	を受けてから、阿蘇市役所税務課へ提	<u> </u>					
	出してください。						
認定経営革新等支援機関等担当者名	(認定経営革新等支援機関の一覧は、中小						
認定経営革新等支援機関等電話番号 認定経営革新等支援機関等担当者メール	企業庁ホームページからも確認できます。)						

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第 5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
- 3 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
- 4 「氏名(名称)」については、個人事業主にあってはその氏名を、法人にあってはその名称を記載すること。
- 5 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
- 6 本特例の申告にあっては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
- 7 本特例の申告は令和3年2月1日(月)までに阿蘇市長(阿蘇市役所税務課)に対して行うこと。